

平成25年12月
林 野 庁森林国営保険の今後の取扱いについて
(森林国営保険加入者及び加入を御検討の皆様へ)

平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「森林保険特別会計を平成26年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管する」とされました。

今後、林野庁では、本閣議決定を踏まえ、独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総研」という。）への移管に必要な法律改正等を行ってまいります。森林総研への移管は、必要な法律の成立等を前提として、平成27年4月を予定しています。

現在契約いただいているご契約は、森林保険業務と併せて森林総研に移管されます。森林総研に移管した後も、現在契約いただいているご契約の補償内容に変更はございません。また、必要なお手続き等もございませんのでご安心ください。このため、引き続きご利用いただきたく思いますようお願い申し上げます。

御不明な点等ございましたら、以下の連絡先にお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

林野庁のホームページにも、森林国営保険の今後の取扱いについて掲載して参りますのでご参照ください。

(http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kokueihoken/con_8.html)

連絡先：林野庁 森林整備部 計画課
森林保険企画班
電話 03-6744-2246（直通）